

農林水産商工常任委員会提出資料

(令和5年10月11日)

項 目	ページ
■ 農林水産部試験研究課題に係る令和5年度外部評価の結果について 【農林水産政策課】……………	2
■ 主要農産物の生産販売状況について 【生産振興課】……………	4
■ 鳥取県立とっとり花回廊に係る指定管理候補者審査会の結果について 【生産振興課】……………	6
■ 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館に係る指定管理候補者審査会の結果について 【生産振興課】……………	1 2
■ 鳥取県立二十一世紀の森に係る指定管理候補者審査会の結果について 【林政企画課】……………	1 6
■ 第3回日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取の開催について 【林政企画課】……………	1 9
■ 台湾台中市での鳥取県産木材製品のショールーム開設について 【県産材・林産振興課】……………	2 0
■ 鳥取県立とっとり賀露かっこ館に係る指定管理候補者審査会の結果について 【水産振興課】……………	2 1
■ 鳥取県産品の情報発信に係る取組について 【販路拡大・輸出促進課】……………	2 5

農 林 水 産 部

農林水産部試験研究課題に係る令和5年度外部評価の結果について

令和5年10月11日
農林水産政策課

外部の有識者による幅広い視点をもとに試験研究課題の選定、試験研究の効率的な実施及び広範囲に普及可能な技術の確立を図ることを目的として、試験研究課題について外部評価を行いましたので、報告します。

1 外部評価委員会

- (1) 実施時期 9月1日(金) (オンライン開催)
- (2) 評価者 学識経験者(鳥取大学、公立鳥取環境大学)、流通・経済界(市場関係者)、生産者(農業・林業・水産業関係者)、消費者 計10名

2 評価結果(別紙参照)

- (1) 評価対象
 - ア 来年度から取組もうとする研究課題(事前評価対象 13課題)
 - イ 4年以上の試験研究課題のうち研究期間が中間に達した研究課題(中間評価対象 5課題)
- (2) 評価結果の概要
 - ア 事前評価課題 9課題は、研究を実施すべき。4課題は、研究内容・方法を見直して実施すべき。
 - イ 中間評価課題 2課題は、研究を継続すべき。3課題は、研究内容・方法を見直して継続すべき。
- (3) 試験研究内容に関する委員の主な意見
 - ア 評価の高かった研究課題

試験場	研究課題名	委員意見
園芸試験場 (事前)	市場競争力のある鳥取オンライン園芸品種の育成	生産者・消費者にニーズのある品種改良は試験場の役割として中心となる課題で、大変重要である。
畜産試験場 (事前)	全共に勝つ&鳥取和牛ブランド向上のための肥育技術の確立	日本一になることは消費者が魅力を感じる一つの目安になり、鳥取ブランドの向上にもなる。研究により更に美味しい牛肉になるよう期待する。
林業試験場 (中間)	山地災害リスクを考慮した適正な作業システムの選定技術の確立	近年の災害多発に伴い、山地災害に強い森林作りは重要。計画通りに進んでおり、今後の成果に期待する。
栽培漁業センター (中間)	養殖生産技術高度化事業	年間を通しての漁獲量の安定を目指し、養殖だからこそ得られる安心安全な品質で鳥取ブランドの確立を期待する。

イ 研究内容・方法を見直して実施する研究課題

試験場	研究課題名	委員意見
農業試験場 (事前)	水田経営体の規模拡大のための高効率農地管理技術の確立	水田の高効率農地管理は重要な課題であり、水田作業をどう効率化するか具体的に提示できるようにすること。
中小家畜試験場 (中間)	「鳥取地どりピヨ」のブランド向上に関する試験	鳥取地鶏の特徴・ユニークさをデータにより具体的に示すことで、消費拡大や新規生産農家の開拓にも繋がるようにしていただきたい。

3 今後の取組

- ・委員の専門性の高い意見や助言を踏まえながら、試験研究課題への反映を行い、試験研究のより効率的な実施及び広く普及可能な技術の確立を図る。
- ・今回の評価結果をホームページ等で公開し、農業者をはじめ、広く一般県民の皆様に試験研究の周知と理解促進を図る。

【別紙】

農林水産部試験研究機関の試験研究課題外部評価委員会 評価結果

試験場	区分	試験研究課題名	試験期間	合計点 (15点中)	総合評価
農業 試験場	事前	減化学肥料水稻栽培に向けた施肥管理技術の確立	R6 ~ R8	10.1	○
		水田経営体の規模拡大のための高効率農地管理技術の確立	R6 ~ R8	10.0	○
	中間	水田農業経営体における白ネギを核とした野菜導入技術の確立	R3 ~ R7	11.6	○
園芸 試験場	事前	【組替継続】市場競争力のある鳥取オンリーワン園芸品種の育成	R6 ~ R10	13.9	◎
		【組替継続】鳥取の野菜主要品目における革新的技術による生産安定	R6 ~ R10	13.3	◎
		【組替継続】梨生産者ニーズに応え次世代へつなぐ生産安定技術の確立	R6 ~ R10	12.9	◎
		【組替継続】「輝太郎」を核としたカキの産地力強化に向けた栽培技術の確立	R6 ~ R10	12.9	◎
		【組替継続】中山間地園芸作物の栽培技術の確立	R6 ~ R10	12.1	◎
		【組替継続】鳥取の花き主要品目における安定・高品質生産技術の確立	R6 ~ R10	12.9	◎
		【組替継続】気候・風土に適応した砂丘ラッキョウ・ナガイモの安定生産技術の確立	R6 ~ R10	12.9	◎
畜産 試験場	事前	全共に勝つ&鳥取和牛ブランド向上のための肥育技術の確立	R6 ~ R10	13.3	◎
		タイムラプスインキュベーターを活用した体外受精卵技術の確立	R6 ~ R10	13.6	◎
		日齢+100kgを目指した子牛育成技術の確立	R6 ~ R8	11.1	○
中小家畜 試験場	事前	畜産汚水処理施設遠隔監視システムの製品化	R6 ~ R8	11.7	○
	中間	「鳥取地どりピヨ」のブランド向上に関する試験	R3 ~ R6	10.6	○
林業 試験場	中間	山地災害リスクを考慮した適正な作業システムの選定技術の確立	R3 ~ R6	13.0	◎
		再生林の推進に向けたコンテナ苗の通年植栽試験	R3 ~ R6	11.9	○
栽培漁業 センター	中間	【組替継続】養殖生産技術高度化事業	R3 ~ R8	12.3	◎

平均値	事前評価	中間評価
◎: 12点以上	研究を実施する。	研究を継続する。
○: 9点以上12点未満	研究内容、方法を見直して実施する。	研究内容、方法を見直して継続する。
×: 9点未満	実施を見合わせる。	研究を中止する。

	評価項目
事前 評価	<ul style="list-style-type: none"> 研究ニーズ・緊急性(5点満点) 研究計画・目標の整合性(5点満点) 生産者・消費者への波及効果(5点満点)
中間 評価	<ul style="list-style-type: none"> 必要性・社会情勢の変化への対応(5点満点) 進捗状況及び達成見込み(5点満点) 生産者・消費者への波及効果(5点満点)

主要農産物の生産販売状況について

令和5年10月11日
生産振興課

本県の主要農産物の生産販売状況（9月29日現在、JA全農ととり取扱分）について報告します。

1 園芸品目の生産販売状況

(1) 梨

ア 生産状況

- ・二十世紀、新甘泉とも開花は過去2番目に早く、生育は前倒しで進み、定期的な降雨もあって肥大は順調に進んでいたが、梅雨明け後の猛暑・干ばつの影響で肥大が鈍り、収穫果実は平年並みの大きさとなった。
- ・黒星病の発生や猛暑の影響による日焼け果・水ナシ果（果肉が水浸状になる障害）による品質低下がみられた。
- ・台風第6号及び第7号により一部地域で落果被害が発生した。

イ 販売状況

- ・数量は、大玉傾向だった昨年を下回る結果となった。
- ・単価は、他県産が前進出荷となった影響で後半になっても市場環境がよく、終盤まで高値を維持できたことで昨年を上回り、二十世紀は過去2番目、新甘泉は過去最高の高値となった。
- ・販売金額は、出荷数量が減少したことで、二十世紀、新甘泉とも前年を下回った。

【梨】面積 R5 年（見込）：360ha（R4：375ha）、生産者数 R5 年（見込）：854 戸（R4：914 戸）

品種	区分	面積 (ha)	数量 (t)	単価 (円/kg)	販売金額 (百万円)
二十世紀	R5年度	183(見込)	2,636	486	1,282
	R4年度	198	3,108	425	1,322
	前年比	92%	85%	114%	97%
新甘泉	R5年度	73(見込)	787	701	551
	R4年度	70	928	658	611
	前年比	104%	85%	107%	90%

(2) 柿（輝太郎）

ア 生産状況

- ・面積 R5 年（見込）：20.6ha（R4：19.9ha）
- ・本年は開花が早く生育・肥大も平年より前倒しで進んでいたが、猛暑・干ばつの影響で肥大や着色が遅れた。
- ・9月21日の査定会では、玉太りは過去最大サイズとなり、糖度は16.4度とH26年以降2番目の高糖度に仕上がった。

イ 販売状況

- ・初販売日は9月28日（前年9月26日）で、出荷は10月下旬まで続く予定である。
- ・販売計画では、出荷量182t、販売金額105百万円を計画している（全農ととり取扱）。
- ・初出荷分の販売単価は796円/kg（前年665円/kg）となり好スタートを切っている。

(3) 白ねぎ（夏ねぎ）

ア 生産状況

- ・夏ねぎは例年どおり5月20日から出荷を開始し、初期生育は順調であったが、梅雨明け後から猛暑と干ばつの影響で細物傾向となっており、出荷量は伸び悩んでいる。
- ・台風7号等による被害は最小限に抑えられたが、大雨により一部で軟腐病が多発している。

イ 販売状況

- ・数量、単価、販売金額とも、ほぼ前年並みの結果となっている。

区分	面積 (ha)	生産者戸数 (戸)	5月22日～9月29日までの販売実績（累計）		
			数量 (t)	単価 (円/kg)	販売金額 (百万円)
R5年度	372(見込)	878(見込)	1,286	426	548
R4年度	348	894	1,357	415	564
前年比	107%	98%	95%	103%	97%

2 水田品目の生産販売状況

(1) 主食用米等の作付状況

- 主食用米作付面積は、令和5年産米生産数量目標（面積換算で11,467ha～12,303ha）の範囲内となる11,743ha（対前年214ha減）となった。

（単位：ha）

	主食用米【生産数量目標面積換算】	うち星空舞	飼料用米	飼料作物	WCS用稲	大豆	白秕	ブロッコリー
R4年度	11,957【11,745～12,303】	1,309	837	1,327	365	683	206	401
R5年度	11,743【11,467～12,303】	1,410	829	1,342	388	714	201	419
R5-R4	▲214	101	▲8	15	23	31	▲5	18

注）県再生協調べ（5月31日時点）

(2) 令和5年産米の収穫状況

9月20日現在の収穫状況は、順調に進んでおり4割程度の進捗となっている。

年産	品種	作付面積 (ha)	刈取面積 (ha)	進捗率 (%)
R5	ひとめぼれ	2,132	1,734	81.4
	コシヒカリ	4,347	2,880	66.3
	きぬむすめ	3,067	1	0.0
	星空舞	1,410	463	32.8
	その他	787	153	19.4
	計	11,743	5,231	44.6
R4	主食用米	11,957	5,258	44.0

- 令和5年産は、過去10年で最も夜温が高く（8月）なるなど猛暑・干ばつの影響により、高温登熟障害（白未熟粒）が発生しやすく、農産物検査における1等米比率が低くなっている。

単位 (%)

1等米比率	年産	星空舞	コシヒカリ	ひとめぼれ	きぬむすめ	全体
	R5年産	75.4	5.0	24.0	70.9	29.4
	R4年産	86.8	40.2	38.6	78.2	58.5

※令和5年産は、9月末JA鳥取いなば（地場検査）調べ

(3) 令和5年産米概算金の状況

- 県内各JAは、令和5年産米概算金について、9月上旬から中旬にかけて、生産者へ情報提供を行っており、品種別の1等米価格は、回復傾向であった令和4年産に比べ、60kgあたり900円から1000円の引上げの方針を示している。
- 米販売環境の回復基調による需給の改善傾向や肥料等の高騰による生産者への負担軽減を踏まえ、各JAは概算金の引き上げを実施したものと推察される。

3 県の対応状況

- 猛暑・干ばつによる収量・品質への影響に対して、品目毎に品種転換や技術対策などを検討し、普及を図っていく。
- 今後の秋冬野菜、晩生梨及び柿等について、農業団体との連携のもと、気象情報、市場価格の動向及び生産現場の状況等を見極めながら、生産販売対策を行っていく。
- 主食用米については12月上旬頃にJAグループ及び生産者代表、県等で構成する県農業再生協議会において、国が示す「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」及びJAグループの需要に応じた販売計画を提案し、令和6年産の生産数量目標の設定について協議、決定する予定である。

鳥取県立とっとり花回廊に係る指定管理候補者審査会の結果について

令和5年10月11日
生産振興課

9月5日(火)に鳥取県立とっとり花回廊(以下「とっとり花回廊」という。)の令和6年度から10年度までの指定管理候補者を選定するため審査委員会を開催し、以下のとおり審査・選定したので報告します。

なお、この審査委員会による審査結果を踏まえ、県として指定管理候補者を決定したうえで、次の議会に付議する予定としています。

1 指定管理候補者

とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム

[代表者]

一般財団法人鳥取県観光事業団(鳥取市相生町四丁目411番地) 理事長 安田 達昭

[構成団体]

一般社団法人鳥取県造園建設業協会(鳥取市永楽温泉町214番地) 会長 西谷 勝之

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

3 指定管理料の額

1,834,805千円(債務負担行為額1,872,255千円)

[参考]単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
令和6年度	366,961,000円
令和7年度	366,961,000円
令和8年度	366,961,000円
令和9年度	366,961,000円
令和10年度	366,961,000円

4 選定理由

とっとり花回廊の指定管理者の指定に当たっては、1団体のみ応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び県内花き振興への取組、施設設備の維持管理など種々の点で努力や、積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

令和5年7月4日(火)から同年8月17日(木)まで(現地説明会7月20日(木)、2社参加)

(2) 応募者

応募者（代表者）	所在地
とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム 〔代表者〕 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭 〔構成団体〕 一般社団法人鳥取県造園建設業協会 会長 西谷 勝之	鳥取市相生町四丁目 411 番地

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属・役職等
遠藤 達也（委員長）	鳥取県苗木・鉢物生産研究会役員
古川 嘉彦（副委員長）	古川嘉彦税理士事務所 税理士
山崎 裕美子	皆生菊乃家 若女将
桐原 真希	自然観察指導員、とっとり・なんぶ手自然ネットワーク代表
栃本 義博	鳥取県農林水産部農業振興局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：令和5年6月15日（木）

指定管理者制度及びとっとり花回廊の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：令和5年9月5日（火）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者となることを希望する理由 管理運営の方針 	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（観光振興への取組、花き振興への取組、サービス向上策、利用促進策等） 植栽管理計画の内容（県内花き園芸の振興の取組（考え方）、植栽のデザイン企画、展示、管理等） 施設管理（設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方） 管理の基準 （ 開園時間、休園日、利用料金等の設定 交流・学習活動への取組 個人情報保護、情報の公開 ） 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 利用者等の要望の把握及び対応方針 	60

3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・ 収支計画及び見積内容 ・ 県の委託料額の多寡	9
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・ 法人等の財政基盤、経営基盤 ・ 組織及び職員の配置等 ・ 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・ 法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等〕 ・ 当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目	31

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査) ※点数は審査会出席委員の平均

	配点	とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	60	39.56
選定基準3	9	6.36
選定基準4	31	19.70
合計	100	65.62
提案された指定管理料		1,834,805 千円

<p>主な審査項目に対する委員からの主な意見等</p> <p>○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の平等な利用を確保できるものと評価された。 <p>○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示・管理について、花の愛好家は技術的に高レベルの人が多く、その方々をうならせるくらいのテーマパークとなるよう期待する。 ・ ただ唯一というだけでなく、上手に情報を発信し、話題性の提供が重要なポイントである。 ・ シルバー層の活躍も求められているが夏場の活動等健康面が心配。作業の効率化の点で機械化等も検討すべき。 ・ 新企画を話し合わせ積極的に実行されている様子も聞き、前向きな姿勢が感じられる。 <p>○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 造園協会と連携することで施設管理や魅力向上に向けた取組を強化しようとする方向性は評価できる。新しい視点での取組に期待する。 <p>○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営団体の財政基盤・経営基盤は安定しており、また、魅力向上に向けた取組は評価できる。 ・ どの分野も課題が多いが、今後、園内の野生生物を専属で担当する方を職員に入れられた方がいいのではないか。
--

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開園時間・休園日

・開園時間

4月～11月 午前9時から午後5時まで

12月～3月 午前9時から午後4時30分まで

ムーンライトフラワーガーデン、フラワーイルミネーション 午前9時から午後9時まで
 フラワーイルミネーション（12月、1月） 午後1時から午後9時まで

・休園日

12月から3月の毎週火曜日及び年末年始（12月29日～1月1日）とするが、一部の休園日を夏期に振り替える。令和6年度は下記のとおりとし、令和7年度以降については毎年の事業計画に定める。

4月～6月、9月～11月 無休

7月～8月、12月～2月 毎週火曜日

3月 第1週、第2週の火曜日

・臨時開園、臨時閉園対応

旅行会社等から臨時開園を要請された場合は、県と協議の上柔軟に対応する。

また、台風や大雪等に関する警報が発せられたとき、または地震や火災などが発生したときなどには、お客様及び職員の安全が確保できるかどうか判断し、危険が及ぶと考えられるときには、県と協議の上臨時休園とする場合がある。

(2) 利用料金

原材料費、流通コスト、光熱費などの物価高騰による維持管理費の大幅な増加により、業務の効率化やコスト削減だけでは花回廊の魅力を維持・向上させる健全な管理運営の継続が困難な状況となっている。さらに今後の花回廊にとって不可欠な専門的知識・技術を有する有能な人材の雇用及び人材育成に必要な財源確保も大きな課題となっている。また、周辺の類似施設の状況や受益者負担の観点も含めて総合的に判断した結果、この度利用料金を下記のとおり改定する。

(単位：円)

区分	一般			小・中学生			小学生未満
	4～6月・イルミネーション	7～11月・3月	12～2月・ムーンライト	4～6月・イルミネーション	7～11月・3月	12～2月・ムーンライト	
個人	1,200 (1,000)	960 (800)	500 (500)	600 (500)	480 (400)	250 (250)	無料
10名以上	1,080 (900)	860 (720)	450 (450)	540 (450)	430 (360)	220 (220)	
20名以上	960 (800)	760 (640)	400 (400)	480 (400)	380 (320)	200 (200)	

※ () は現在の入園料金

【その他特別料金等】

・無料入園日の設定

とっとり県民の日（9月12日）、花の日（8月7日）、夏休み時期の小中学生の無料化を実施する。

その他、柔軟な利用料金の適正化として、花壇の植え替え時期など一時的に園の魅力が低下する日については、当日の料金体系を考慮した上で、園内で利用できる割引券を発行するなど柔軟な対応策を講じる。

(3) 観光の振興への考え方

コロナ禍で落ち込んだ入園者数をコロナ前の水準に戻し、さらに上乘せしていくこと、しかもそれを一時的ではなく、永続的に進めていくには、本当の意味の実力アップである「園としての魅力アップ」が必須であると考えている。それがあってはじめて広報や営業といった集客のための「ツール」が生きてくる。しっかりとした園づくりを進め、その上でタイムリーな誘客活動を進めていく。

一方で鳥取県西部を代表する県立施設である花回廊には大きな役割があると認識している。花回廊は観光に関わる施設の中でも中心的な施設であり、地域活性化の観点でも中心的な役割を担うべき施設であると考えている。地元南部町とはフルーツロード構想での連携やワーケーション事業での連携、皆生温泉とはインバウンド観光客誘客での連携を行うなど、花回廊として地域経済の中でのしっかりとした位置づけを確立するため、現在進行形で取組んでいく。花回廊への誘客による関係団体や近隣施設への波及効果も含め、花回廊が地域の「核」として観光振興をリードできるよう努める。

2025年度には関西万博、2026年度には山陰道全線開通を控えている。県や周辺施設と協力しながら国外、県外からの誘客にしっかりと取組むとともに、鳥取県観光施設連絡協議会（観光事業団が事務局）を軸に鳥取県における東西観光関連施設の連携を強め、鳥取県内の観光客周遊化にも寄与したいと考えている。

(4) 花き振興への考え方

県内花き振興への寄与について、下記項目を重点的に取組む。

・県内花壇苗農家の育成

開園以来25年、中心を担っていた鳥取県西部の花壇苗農家が減少の一途を辿っている。全農やJA、県指導機関と協力して鳥取県西部の花壇苗農家の育成をこれまで以上に進めることはもちろんだが、鳥取県東中部の花壇苗農家にも目を向け、県内全域の花壇苗農家の育成にも注力していきたいと考えている。

・県内花壇苗の発表の場

鳥取県内における新品種や珍しい品種の発表の場として花回廊を使っていただく。たくさんの方の来園者の目に触れることにより口コミで広がることはもちろんのこと、マスコミを使った露出によって、その存在が広がり認知されることも期待できる。

・県内花壇苗の大消費地

花回廊では展示・販売を通じて、年間約40万鉢の県内産花壇苗が消費される。今後とも花壇苗の大消費施設として積極的に取組んでいく。

(5) 植栽管理への考え方

・花と緑あふれる憩いの場の提供

とっとり花回廊の持つ豊かな自然と大山の眺望を活かし、四季を通じて花と緑あふれる憩いの場を提供する。

・花壇苗の県内優先調達による花き生産の振興とPR

植栽する花壇苗の購入金額を増額するとともに、購入金額の95%以上は県内産を使用する。園芸ショップでは、園内に展示した県産花壇苗の販売を充実する。

・希少植物や山野草展示のさらなる充実

希少植物の保有等として、大山の希少植物等の保護、増殖に取り組む。

展示の充実として、東館や自然散策エリアに山野草や絶滅危惧植物を展示する。

・その他、魅力ある園づくりに向けた短期的・中長期的視点に立った取組

人気植物の拡大、環境にあった植物を導入する。

植物が健全に生育するための管理の方針を策定し、スケジュールと内容等について検討を進める。

来園者を飽きさせない取組、新規見所の造成として、タブの木の丘、花の谷の整備、フラワードームの整備、フラワードーム内コチョウランのトンネルの充実、ユリ花壇の増設、東館回廊沿いの整備、サクラの広場の整備を行う。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館に係る指定管理候補者審査会の結果について

令和5年10月11日
生産振興課

8月30日（水）に鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「梨記念館」という。）の令和6年度から10年度までの指定管理候補者を選定するため審査委員会を開催し、以下のとおり審査・選定したので報告します。

なお、この審査委員会による審査結果を踏まえ、県として指定管理候補者を決定したうえで、次の議会に付議する予定としています。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団（鳥取市相生町四丁目411番地） 理事長 安田 達昭

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

454,800千円（債務負担行為額461,795千円）

〔参考〕単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
令和6年度	90,960,000円
令和7年度	90,960,000円
令和8年度	90,960,000円
令和9年度	90,960,000円
令和10年度	90,960,000円

4 選定理由

梨記念館の指定管理者の指定に当たっては、1団体のみ応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び県内果樹振興への取組、施設設備の維持管理など種々の点で努力や積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

令和5年7月4日（火）から同年8月17日（木）まで（現地説明会7月20日（木）2社参加）

(2) 応募者

応募者（代表者）	所在地
一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭	鳥取市相生町四丁目411番地

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属・役職等
竹内 潔 (委員長)	鳥取大学地域学部地域学科 准教授
古川 嘉彦 (副委員長)	古川嘉彦税理士事務所 税理士
稲井 巳幸	元とっとり観光親善大使
岸田 志保	梨農家
栃本 義博	鳥取県農林水産部農業振興局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：令和5年6月16日（金）

指定管理者制度及び鳥取二十世紀梨記念館の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：令和5年8月30日（水）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者となることを希望する理由 管理運営の方針	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔観光振興への取組、果樹振興への取組、サービス向上策、利用促進策等〕 ・管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開〕 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握及び対応方針	55
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容 ・県の委託料額の多寡	15
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等〕 ・当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目	30

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査） ※点数は審査会出席委員の平均

	配点	(一財) 鳥取県観光事業団
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	55	30.85
選定基準3	15	9.00
選定基準4	30	16.50
合計	100	56.35
提案された指定管理料		454,800 千円

主な審査項目に対する委員からの主な意見等
○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】
・施設の平等な利用を確保できるものと評価された。
○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】
・重点を置いた観光振興への取組と果樹振興、サービスの向上への取組については、県立美術館との連携を図ることを意識するなど、高い評価を得られた。
○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】
・目新しい取組はないが、全委員が適切な内容であると評価した。
○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】
・財政基盤は問題なく、社会的責任の遂行状況もすべての項目で満点となったことから、高く評価できる法人であると認められた。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

・開館時間

午前9時から午後5時まで（最終入館は午後4時40分）

・休館日

第1・3・5の月曜日

(※) 国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日、12月29日～1月3日とする。

・臨時開園、臨時閉園対応

次に掲げる場合においては来館者サービスの面から、柔軟に対応する。

①倉吉未来中心において全国規模の大会・イベントなどが開催される場合

②旅行会社等から開館時間の延長を要請された場合

(2) 利用料金

高校生以上 300 円

小・中学生 150 円

小学生未満 無料 ※変更なし

(3) 観光の振興への考え方

鳥取県内の観光施設等県立施設を複数管理運営し、それらが相互に有機的につながっており、それぞれが得た情報や人脈を組織一体で共有することで、施設単独で集客を行う場合に比べてはるかに大きな効力を発揮する。

2025年春開館予定の県立美術館は倉吉地区の目玉集客施設であり、他の倉吉パークスクエア内施設や倉吉市との連携事業により、倉吉地区のにぎわいを創出する。

- ア 営業用データ、PR資料の整備による旅行会社担当者への訴求
- イ 中部地域の観光関係団体と連携した活動
- ウ 鳥取県立美術館との連携事業
- エ 外国人観光客の誘致

(4) 果樹振興への考え方

①早期増収、②作業時間の短縮、③わかりやすい剪定作業を可能にする技術として、鳥取県でも導入が進んでいる「ジョイント栽培」棚の展示をすることにより、梨づくりも年々進歩していることを広くPRするとともに、この技術が広く認識されることで、梨の栽培者の取組が促進されることを目指す。また、ジョイント作業・枝の誘引作業等を、資料提供を行うことによりメディアを活用したPRを図っていく。次期指定管理期間には収穫が可能となるなど、ジョイント栽培の成長過程をご覧いただけるよう、成長過程を日記風に展示し来館者に広くPRする。

- ア 技術力の高い技術専門員の配置
- イ 県産果樹の情報発信
- ウ 梨ガーデンの生きた展示の活用
- エ 梨生産農家に情報収集・情報交換の場を提供
- オ 果樹経営の基盤強化
- カ 鳥取二十世紀梨親木の管理

(5) 食農教育の推進

子ども達に果樹生産と「食」に対する理解を深めるため、児童生徒を対象にした体験学習を実施するとともに、小中学校等の課外授業や教育旅行を積極的に受け入れていく。

また、果樹に親しみを感じてもらうため、若者が梨に興味を持ってくれるようなきっかけづくりを充実させていく。

- ア 学校関係者のニーズに対応したメニューの開発
- イ 梨に関する体験学習の実施
- ウ 夏休み親子自由研究教室の開催
- エ 地元食育グループと連携したスイーツづくり体験の開催
- オ 梨に関する動画の作成

鳥取県立二十一世紀の森に係る指定管理候補者審査会の結果について

令和5年10月11日
林政企画課

8月28日(月)に鳥取県立二十一世紀の森の令和6年度から10年度までの指定管理候補者を選定するため審査委員会を開催し、以下のとおり審査・選定したので報告します。

なお、この審査委員会による審査結果を踏まえ、県として指定管理候補者を決定したうえで、次の議会に付議する予定としています。

1 指定管理候補者

とっどりの森を守り木を活かす会(共同企業体)

[代表者]

鳥取県木材協同組合連合会(鳥取市叶122番地西垣ビル3号室) 代表理事 前田 八壽彦

[構成員]

(公財)鳥取県林業担い手育成財団(鳥取市湖山町西二丁目413番地) 代表理事 嶋沢 和幸

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

3 指定管理料の額

56,755千円(債務負担行為額 56,755千円)

[参考]単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
令和6年度	11,351,000円
令和7年度	11,351,000円
令和8年度	11,351,000円
令和9年度	11,351,000円
令和10年度	11,351,000円

4 選定理由

鳥取県立二十一世紀の森の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、これまでの当該団体による管理運営の実績として利用者数が増加しており高く評価できること、木育、木工づくり、林業技術の向上・労災抑止など各施設の目的に沿った事業の実施により、十二分に施設の効用発揮が期待できることから、上記の団体が指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

令和5年7月7日(金)から同年8月21日(月)まで

(2) 応募者

応募者	所在地
とっどりの森を守り木を活かす会 [代表者] 鳥取県木材協同組合連合会 代表理事 前田 八壽彦	鳥取市叶122番地 西垣ビル3号室

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属・役職等
岸田 悟(委員長)	鳥取県農業信用基金協会 会長理事
古川 嘉彦(副委員長)	税理士
芳賀 ひとみ	元鳥取県立智頭農林高等学校地域コーディネーター
藤本 かおり	工房このか 代表
池内 富久	鳥取県農林水産部 森林・林業振興局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：令和5年6月19日（月）

指定管理者制度及び鳥取県立二十一世紀の森の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：令和5年8月28日（月）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること(指定手続条例第5号第1号)。	○管理の基本的な考え方の適合性 〔施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針等〕	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること(指定手続条例第5条第2号)。	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔森林・林業・県産材の理解促進・教育・普及啓発や林業研修に関する事業、サービス向上策・利用促進策等〕 ○管理の基準 開館時間、休館日、個人情報保護、情報の公開等 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握	40点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること(指定手続条例第5号第2号)。	○収支計画及び見積内容 ○県の指定管理料額の多寡	20点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続条例第5号第3号)。	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財務基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定等、ISO14001・TEAS I種規格等の認証等、あいサポート企業認定等〕 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	40点

(4) 審査結果及び意見

選定基準	配点	とっとりの森を守り木を活かす会	委員からの主な意見等
1	適／不適	適	○管理運営の基本的な考え方は、施設の平等な利用を確保するのに十分である。
2	40点	27.8点	○利用者数の増加や満足度向上に向けたさらなる工夫が認められる。 ○鳥取木材工芸振興会や各学校、障がい者団体とも一層の連携強化を図ることとしており、評価する。 ○アンバサダーとして保育士を配置する提案を評価する。木育に教育要素がプラスされることを期待する。 ○乳幼児だけでなく、小中学生になってからも継続して来てもらえる何かがあると良い。若者の目線も加わったら、さらにワクワクする施設になると思う。 ○林業技術訓練センター（グートホルツ）の利用拡大の具体案が見られないため、活用を図りたい。 ○施設内のイスやテーブルの角を丸くする等の配慮があれば良い。
3	20点	10.0点	○維持管理費の削減等自助努力がなされていることは評価できるが、支出計画の見通しの甘さが気になる。 ○充実した施設であり、少額でも入館料又はイベント収入があっても良いのではないか。または、無料で利用できるのは県の支援があるためというアピールをすると良い。
4	40点	23.4点	○構成する2団体ともに、財政基盤・経営基盤は安定している。 ○県が示す基準以上の人員配置が提案されており、十分に専門的な人材が投入されている。
合計	100点	61.2点	

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- ・木の玩具での遊びや木工づくりの楽しさを通して、木を身近に感じてもらい、森林への理解が進んでいくことを期待する。
- ・利用者のニーズに応えながら、さらなる利用者の増加に努める。

(2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

ア 施設活用の取組方針

- ・森林学習展示館（トッキーノ館）は、県の子育て施策と連携し、子育て応援施設の役割を果たす。
- ・林業技術工芸実習館（とっとりピノキオ館）は、公民館活動、老人クラブ、子ども会等へ木工づくりをPRする。
- ・林業技術訓練センター（ゲートホルツ）は、チェーンソー経験年数ごとの技術レベルアップや安全な伐倒技術の普及を行う。

イ 森林・林業・県産材の理解促進・教育・普及啓発や林業技術の研修に関する業務の取組内容

- ・パネル展示による森林・林業の仕事や木材の活用の理解促進、木の玩具の整備や木との触れ合いによる木育を進める。
- ・森林教室（年2回）、木工教室（年2回）、林業研修（年4回）を実施する。
- ・県産材の製品展示を実施する。

ウ サービスの向上策と利用促進に向けた取組み

- ・中山間地の利用が少ないため、保育園等にPRする。
- ・平日の来園者へクッキーをプレゼントし、平日の利用増加を図る。

(3) 施設管理

ア 施設設備等の維持管理、安全・衛生管理に向けた考え方

- ・木製玩具の日々の点検と消毒を実施する。
- ・週間の清掃作業を決めた上で、日々の清掃作業を実施する。
- ・週末に20cmの積雪があれば、開館前に除雪を完了させる。県道の除雪受託実績がある業者等を委託先に選定する。

イ 外部委託の考え方

- ・鳥取県に本社があり、外部委託する業務に精通している業者へ発注する。
- ・購入する品目によっては、福祉作業所へ発注する。

(4) 開館時間及び休館日

- ・開館時間は午前9時から午後4時30分までとする。
- ・休館日は1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを基本とする。
また、毎週火曜日を休館日とし、館内の清掃作業、維持工事を行うが、団体利用等の連絡があれば開館するなど、柔軟に対応する。

(5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- ・事故、事件が発生した場合、当日職員が初期対応を行い、管理者及び県に速やかに連絡する。
- ・利用者の苦情等については、管理者が処理にあたる。

(6) 個人情報保護等への対応

- ・個人情報は一定期間保管後、シュレッダーで処理する。
- ・個人情報以外の情報については、県と協議の上、原則公開する。

(7) 利用者等の要望の把握及び対応方針

- ・ホームページ、アンケート用紙で要望を聞き取り、その結果・対応をホームページと施設内掲示板で公開する。

(8) 組織及び職員の配置等

- ・林業に関する実務経験者を管理者とする。
- ・林業に関係する大学の修了者を林業技術・安全業務等担当（技術センター長）として配置する。
- ・管理者1名、館長1名、技術センター長1名、庶務スタッフ（経理の資格保有者）1名、常駐スタッフ3名（非常勤）の配置が可能である。
- ・常時1名以上の職員を配置する。

(9) その他の計画等

- ・指定管理者に決定した場合は直ちに県及び関係者との調整等の準備に着手する。